

議案第30号

令和8年度宇都宮市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度宇都宮市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	222,426	戸
(2) 年間総処理水量	87,103,217	立方メートル
(3) 一日平均処理水量	238,639	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
ア 公共下水道建設事業	4,758,068	千円
イ 特定環境保全公共下水道建設事業	1,065,506	千円
ウ 公共下水道改良事業	7,537,136	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	18,073,855	千円
第1項 営業収益	14,069,202	千円
第2項 営業外収益	4,004,649	千円
第3項 特別利益	4	千円

支 出

第1款 下水道事業費	17,236,594	千円
第1項 営業費用	16,582,664	千円
第2項 営業外費用	629,866	千円
第3項 特別損失	4,064	千円
第4項 予備費	20,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,462,845千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額512,115千円、減債積立金取り崩し額223,452千円、当年度分損益勘定留保資金4,539,911千円及び過年度分調整額187,367千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	12,272,530 千円
第1項 企業債	7,475,100 千円
第2項 国庫補助金	4,238,252 千円
第3項 出資金	216,727 千円
第4項 他会計負担金	60,375 千円
第5項 工事負担金	230,975 千円
第6項 受益者負担金	51,099 千円
第7項 固定資産売却代金	2 千円

支 出

第1款 資本的支出	17,735,375 千円
第1項 建設改良費	14,256,739 千円
第2項 企業債償還金	3,474,172 千円
第3項 諸支出金	4,364 千円
第4項 その他資本的支出	100 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は,次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度 川田水再生センター 2系自動除じん機修繕工事	令和9年度	121,200
令和8年度 川田水再生センター 汚泥輸送設備修繕工事	令和9年度	90,640
令和8年度 川田水再生センター 回転数制御装置修繕工事	令和9年度	39,963
令和8年度 河内水再生センター 回転数制御装置修繕工事	令和9年度	19,954
令和8年度 清原工業団地排水処理施設 蓄電池盤修繕工事	令和9年度	9,900

令和8年度 奈坪中継ポンプ場 汚水ポンプ増設工事委託	令和9年度	97,000
令和8年度 奈坪川第1排水区 公共下水道雨水幹線築造工事	令和9年度から 令和10年度まで	1,400,000
令和8年度 鬼怒川排水区 公共下水道雨水幹線築造工事	令和9年度から 令和10年度まで	850,000
令和8年度 川田水再生センター 1号脱硫装置・1号余剰ガス 燃焼装置改築更新工事委託	令和9年度	650,000
令和8年度 川田水再生センター 3号濃縮槽改築更新工事委託	令和9年度	520,000
令和8年度 河内水再生センター 自家発電設備改築更新工事委託	令和9年度	340,000
令和8年度 西川田中継ポンプ場 設備改築更新工事委託	令和9年度	2,020,000
令和8年度 清原水再生センター 原動機更新工事	令和9年度	143,000
令和8年度 上河内水再生センター・ 河内水再生センター・ 清原台中継ポンプ場 非常用発電機制御盤更新工事	令和9年度	44,212
令和8年度 清原工業団地排水処理施設 凝集沈でん池 汚泥かき寄せ機更新工事	令和9年度から 令和10年度まで	345,631
令和8年度 平出工業団地排水処理施設 凝集沈でん池 汚泥かき寄せ機更新工事	令和9年度から 令和10年度まで	653,202

令和8年度 大谷中継ポンプ場 水位計更新工事	令和9年度	14,344
令和8年度 宇大西ポンプ場・宇大東ポンプ場・ さつき2丁目ポンプ場・ 築瀬ポンプ場・陽東ポンプ場 動力制御盤更新工事	令和9年度	71,709
令和8年度 岩曾五叉路ポンプ場・ 大谷南ポンプ場・ 上戸祭水道橋ポンプ場・ 睦ポンプ場動力制御盤更新工事	令和9年度	58,333
令和8年度 西川田中継ポンプ場 耐震化工事委託	令和9年度	330,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共 下水道 事業費	6,341,900	普通貸借又は証券発行 借入時期は、令和8年度 中とする。ただし、工事 の進捗状況等により起 債額の全部又は一部を 翌年度へ繰り延べて借 入れることができる。	5.0% 以内	借入れの日から40年以 内とし、その他について は借入先の融資条件に よる。ただし、財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利 に借換えすることができる。
特定環境保 全公共下水 道事業費	734,800	同上	同上	同上
流域 下水道 事業費	87,600	同上	同上	同上

農 業 集 落 排 水 事 業 費	220,600	普通貸借又は証券発行 借入時期は、令和8年度 中とする。ただし、工事 の進捗状況等により起 債額の全部又は一部を 翌年度へ繰り延べて借 入れることができる。	5.0% 以 内	借入れの日から40年以 内とし、その他について は借入先の融資条件に よる。ただし、財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利 に借換えすることがで きる。
地 域 下 水 処 理 事 業 費	24,800	同 上	同 上	借入れの日から10年以 内とし、その他について は借入先の融資条件に よる。ただし、財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利 に借換えすることがで きる。
工 業 団 地 排 水 処 理 事 業 費	65,400	同 上	同 上	同 上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経
費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれ

らの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,038,522 千円

(2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の雨水処理等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,561,576千円である。

令和8年2月25日提出

宇都宮市長 佐藤 栄一